

## 「鳥取県暴力団排除条例」の一部改正の概要

### 1 公布日

令和4年3月25日

### 2 施行日

令和4年5月1日

(暴力団排除特別強化地域に係る規制は同年8月1日施行)

### 3 改正の趣旨

本条例は、社会全体で暴力団を排除し、県民の安全な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、平成23年4月1日に施行され、官民一体となった暴力団排除活動を推進した結果、暴力団の資金源のはく奪や構成員の拡大阻止に一定の効果が認められました。

しかしながら、県内の主要な繁華街等では、事業者がいまだ暴力団と交際し、その関係の遮断が図れていない実態があるほか、暴力団が組織実態を隠蔽しながら活発に不法行為を行っている状況も認められます。

そこで、現在の暴力団を取り巻く社会情勢の変化に応じた規制の強化が必要であると判断し、条例を改正して対応することとしました。

## 4 改正の内容

### (1) 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する規制区域の拡大 (令和4年5月1日施行)

ア 周囲200メートルの区域で暴力団事務所の開設及び運営を禁止する保護対象施設に、既に規定されている学校、児童福祉施設、図書館、博物館、公民館、家庭裁判所等に加え、都市公園法第2条に規定する都市公園を追加します。

違反者には、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科されます。

イ 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する都市計画法第8条に規定する第1種低層住居専用地域等の地域に、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を追加し、違反者に対する中止命令を新設します。

中止命令に違反した者は、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科されます。

(2) 「暴力団排除特別強化地域（鳥取市及び米子市の繁華街等の一部）」内における特定営業者と暴力団員との利益の授受の禁止（令和4年8月1日施行）

鳥取市及び米子市の繁華街等の一部を「暴力団排除特別強化地域」に定め、その地域内における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、飲食店営業等や風俗案内所等を営む特定営業者と暴力団員との用心棒料、みかじめ料の授受等の禁止を新設します。

違反した場合は、暴力団員、特定営業者ともに罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科されます。

なお、積極的な申告を促すため、特定営業者に対しては自首減免規定を適用します。

## ■ 暴力団排除特別強化地域

### 鳥取市弥生町周辺地域



～鳥取市弥生町周辺地域～

鳥取市弥生町、末広温泉町、永楽温泉町、吉方温泉一丁目、栄町及び瓦町の区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる商業地域に定められた地域

# 米子市朝日町周辺地域



～米子市朝日町周辺地域～

米子市角盤町二丁目、角盤町三丁目、朝日町、尾高町、西倉吉町及び東倉吉町の区域のうち、国道9号、県道米子港線、市道角盤町三丁目1号線、市道角盤町通り西線、市道尾高町通り線及び市道中町灘町橋線によって囲まれた地域

## 米子市皆生温泉三丁目の一部地域



～米子市皆生温泉三丁目の一部地域～

米子市皆生温泉三丁目の区域のうち、市道皆生温泉20号線、市道皆生温泉13号線、市道皆生温泉11号線及び市道皆生温泉14号線によって囲まれた地域

## ■ 特定営業者

営業の種類	法令の種類	業務形態
風俗営業	風適法 第2条第1項	キャバクラ、パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター等
性風俗関連特殊営業	風適法 第2条第5項	ソープランド、ファッショヘルス、ラブホテル、デリバリーヘルス等
特定遊興飲食店営業	風適法 第2条第11項	ナイトクラブ、ダンスホール等
接客業務受託営業	風適法 第2条第13項	コンパニオン派遣業等
飲食店営業	風適法 第2条第13項 第4号	居酒屋、レストラン、寿司屋等 ※午前6時から午後10時までの時間においてのみ営むものを除く酒類提供飲食店営業
風俗案内業		風俗案内所等
風俗情報業		風俗情報誌等の発行やインターネットで風俗情報を閲覧させる事業者

## ■ 禁止行為

暴力団員	特定営業者
用心棒の役務を提供すること	用心棒の役務の提供を受けること
用心棒料やみかじめ料の利益の供与を受けること	用心棒料やみかじめ料の利益の供与をすること

### (3) 立入検査等を規定（令和4年5月1日施行）

公安委員会は、2(1)イに違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は職員に建物に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができることの規定を新設します。

この規定に違反して、説明若しくは資料の提出をしなかった者、虚偽の説明若しくは資料の提出をした者又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、罰則（20万円以下の罰金）が科されます。